

2021年2月12日 全9頁

改正個人情報保護法の政令・規則案の要点

データ分析や cookie の提供を行う事業者は特に注意が必要

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

- 2020年6月12日に「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、改正法）が公布された。改正法の詳細について、2020年12月25日に「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（案）」（政令案）、「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」（委員会規則案）が公表された。
- 政令案・規則案によって、個人データの漏えい等の場合における委員会報告・本人通知、仮名加工情報、個人データの提供先基準、個人データの越境移転、事業者が新たに公表・開示すべき事項について、詳細な規定が示された。
- 改正法、政令案、委員会規則案の施行時期については、罰則に関する規定（2020年12月12日施行）を除き、公布日から2年以内の政令で定める日（政令案においては2022年4月1日と記載されている）とされた。今後、ガイドラインやQ&Aについても検討・審議が行われ、全面施行を前に公表が行われる予定である。

1. 個人情報保護法改正に関する政令・委員会規則の案が公表

2020年6月12日に「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、改正法）が公布された。個人情報保護法については、情報技術の発展等の速さを踏まえ、それに対応すべく、3年ごとに施行の状況について検討し、必要に応じて改正の措置を取るとされている。この「3年ごと見直し」の結果、今回の改正法が成立した。改正法では、昨今の個人情報漏えい等に対する問題意識の高まりも考慮しつつ、データ利活用の拡大も図り、個人の権利の拡充、漏えい等報告の義務化、仮名加工情報制度の導入、罰則の強化など、大幅な改正が盛り込まれた。

これらの新たな規定については、罰則に関する規定（2020年12月12日施行）を除き、公布日から2年以内の政令で定める日に施行される（2022年4月頃予定）。

改正法の詳細な部分については、政令・委員会規則で定めるとされていたが、2020年12月25日に「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（案）」（政令案）、「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」

(委員会規則案)が公表された(2021年1月25日まで意見募集)。本稿では、この案で新たに扱
いがわかった点について、改正法の内容と併せて改めて整理する。なお、上記の改正法・政令
案・委員会規則案の施行日について、政令案の中では2022年4月1日とされている。

2. 政令・委員会規則案の内容

(1) 個人データの漏えい等があった際の委員会への報告・本人への通知

個人データの漏えい等があった場合、改正法では個人情報保護委員会への報告(委員会報告)、
本人への通知が義務化された。この委員会報告・本人通知について、委員会規則案において、報
告の対象となる要件や報告内容、報告方法などに関する詳細な規定が以下の通り示された。

図表1 個人データの漏えい等があった場合の委員会報告・本人通知の要件・内容・方法

	現行法	改正法	詳細(委員会規則案)	
委員会への報告	努力義務	一定の場合には報告義務あり	【報告の対象となる一定の場合】(注2) ・要配慮個人情報に含まれる個人データの漏えい等 ・不正利用により財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等 ・不正目的で行われたおそれがある個人データの漏えい等 ・1,000人超の個人データの漏えい等	
			【漏えい等の事態に関して報告すべき内容】 ・概要 ・漏えい等に係る個人データの項目、本人の数 ・原因 ・二次被害またはそのおそれの有無、内容 ・本人への対応の実施状況 ・公表の実施状況 ・再発防止のための措置 ・その他参考となる事項	
			【委員会への報告の方法】	
			速報	報告の対象となる事態を知った後、速やかに
確報	報告の対象となる事態を知った後、30日以内に(注3)	報告すべき内容を報告		
本人への通知	望ましいとされる対応	一定の場合には通知義務あり	【通知の対象となる一定の場合】 上記の委員会への報告の場合と同様	
			【漏えい等の事態に関して報告すべき内容】 ・概要 ・漏えい等に係る個人データの項目 ・原因 ・二次被害のおそれの有無、内容 ・その他参考となる事項	
			【本人への通知の方法】 報告の対象となる事態を知った後、速やかに、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、報告時点で把握している事項を報告 (ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要な代わるべき措置をとる場合は、本人通知は求められない)	

(注1) 漏えい、滅失、毀損が発生し、または発生したおそれがある場合を「漏えい等」とする。

(注2) 高度な暗号化など、個人の権利利益を保護するために必要な措置が講じられた個人データは対象から除く。

(注3) 報告する事態が不正目的で行われたおそれがある個人データ等の漏えい等である場合は、60日以内。

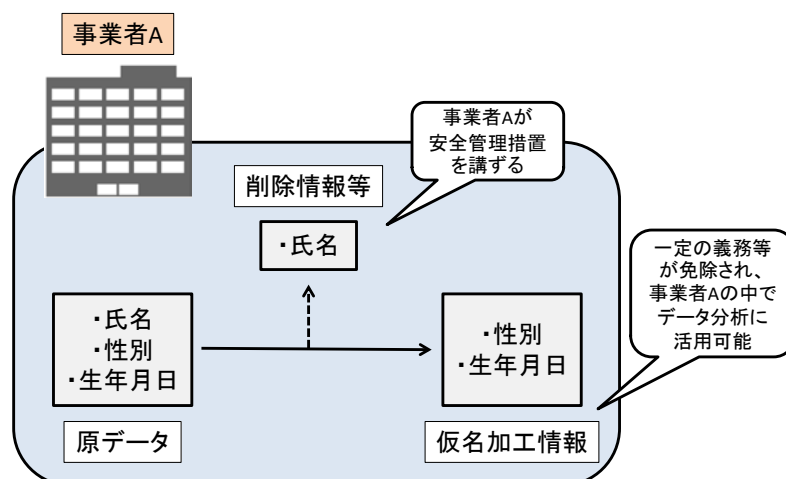
(出所) 法令等より大和総研作成

なお、個人データの取扱いの委託を行っていた場合は、委託先事業者が委託元事業者に対して委員会報告で必要な報告内容を通知する場合には、委託先事業者には別途の委員会報告は求められない。

(2) 仮名加工情報

現行法における、他の事業者との間での個人に関するデータのやり取りを円滑化するための「匿名加工情報」（個人情報に一定の加工をすることで本人の同意等なしに第三者提供を行うことができる情報）に加えて、改正法では、事業者内でデータ分析を行うための「仮名加工情報」が新たに定義された（図表2）。

図表2 仮名加工情報のイメージ図



(出所) 法令より大和総研作成

仮名加工情報とは、「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報」を指す。委員会規則案では、以下の基準を満たすような加工を行うものとされた（いずれの場合も、復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）。

- ・ 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部または一部を削除すること
- ・ 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること
- ・ 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること

また、仮名加工情報を作成したときや削除情報等（削除情報、加工の方法に関する情報）を取得したときは、個人情報取扱事業者は削除情報等の安全管理措置を講ずる必要がある。この安全管理措置の内容について、委員会規則案では以下の基準に従うものとした。

- ・削除情報等（加工の方法に関する情報については、その情報を用いて個人情報を復元することができる場合に限る）を取り扱う者の権限・責任を明確に定めること
- ・削除情報等の取扱いに関する規程類を整備し、規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること
- ・削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること

上記のように仮名加工情報を作成することによって、個人情報に課される一定の義務が免除され、事業者内でのデータ分析・利活用が円滑になるものと考えられる。具体的には、改正法において図表3のような義務の免除等の規定が設けられている。

図表3 仮名加工情報の取扱いに関する規定

	個人情報に該当する仮名加工情報	個人情報に該当しない仮名加工情報
利用目的との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ利用目的の特定が必要 ・情報取得の際は利用目的を公表する ・利用目的外の利用は原則禁止 ・利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性がなくてもよい 	利用目的の特定・公表等の義務は適用されない
データの削除等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の必要がなくなった場合、削除する ・データを正確かつ最新の内容に保つ義務は適用されない 	データの削除、正確かつ最新の内容確保の義務は適用されない
第三者提供の禁止	第三者提供は禁止（委託、事業承継、共同利用の場合は除く）	
照会の禁止	本人を識別するために仮名加工情報を他の情報と照合してはならない	
広告等の禁止	仮名加工情報に含まれる連絡先を利用してSMS、電子メール等の送信をしたり住居の訪問をしてはならない	
義務の免除・適用	<ul style="list-style-type: none"> ・漏えい等の報告・本人通知の義務は適用されない ・保有個人データに係る公表・開示・訂正等・利用停止等の義務は適用されない ・そのほかの個人情報に適用される義務はいずれも適用される 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理措置、従業者の監督等の義務は適用される ・苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない ・そのほかの個人情報に適用される義務はいずれも適用されない

（注）仮名加工情報を作成するために用いた原データについては、個人情報に課される義務が適用されるものと考えられるため、注意が必要である。

（出所）法令等より大和総研作成

（3）個人データの提供先基準（個人関連情報）

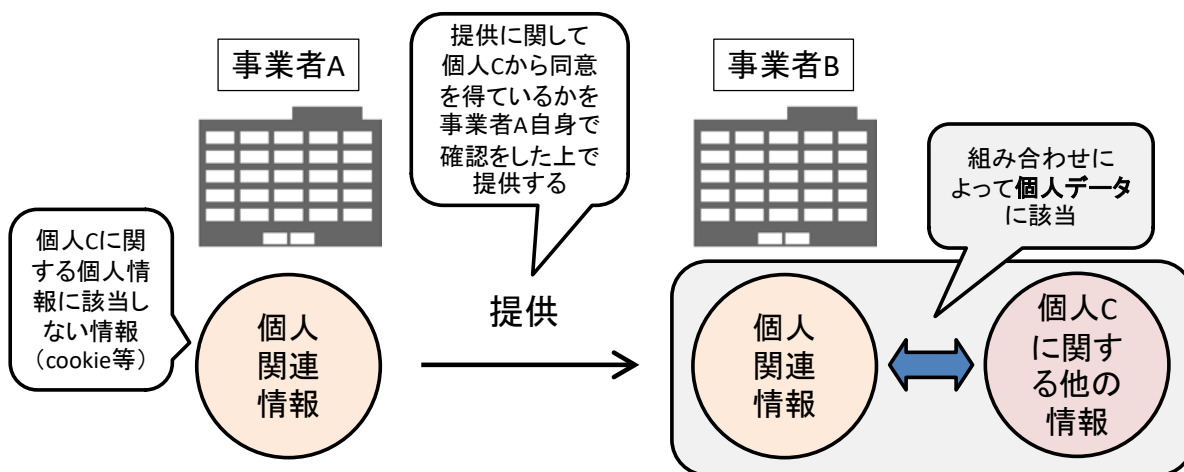
現行法においては、提供元で他の情報と容易に照合でき、その組み合わせによって個人を特定できる情報については、個人情報に当たるため、第三者提供に関して本人の同意等が必要になる。一方で、提供元では個人情報に該当しないが、提供先で他の情報等と照合して個人を特定できる情報について、第三者提供時の本人同意が必要かどうか明瞭化されていなかった。

改正法では、個人情報、仮名加工情報（後述）、匿名加工情報のいずれにも該当しない、生存する個人に関する情報（以下、「個人関連情報」という）について規定された。個人関連情報を取り扱う事業者（個人関連情報取扱事業者）は、個人関連情報を第三者に提供する際は、提供先で当該個人関連情報が個人データとして取得されると想定される場合は、本人からその提供を認める旨の同意が得られていることを、個人関連情報取扱業者自身であらかじめ確認をする必

要があるとされた。また、外国の第三者へ個人関連情報を提供する場合は、(4)で後述する、個人データの越境移転に関する規定に沿った情報提供、措置が取られていることを確認する必要があるとされた。

委員会規則案では、上記の本人同意の有無の確認の方法は、提供先事業者（事業者B）から申告を受ける方法その他適切な方法とするとされた。また、既に上記の確認と同一の確認を行っており、その内容を記録（以下で後述）している場合は、改めて確認を行う必要はないとされた。

図表4 提供先基準のイメージ図（個人関連情報の取扱い）



(出所) 法令等より大和総研作成

確認を行って個人関連情報を提供する際には、提供元事業者（事業者A）は、図表5の項目を含む記録を原則として個人関連情報を提供した都度、速やかに作成し、3年間保存しなければならないとされた。また、提供先事業者（事業者B）も、同様に図表5の項目を含む記録を原則として個人関連情報を提供した都度、速やかに作成し、3年間保存しなければならないとされた。

図表5 個人関連情報の提供元・提供先事業者における記録項目

	個人関連情報の	
	提供元事業者	提供先事業者
本人からの同意が得られている(ことを確認した)旨(注1)	○	○
提供元第三者の氏名・名称・住所、代表者の氏名(法人等の場合)		○
提供先第三者の氏名・名称・住所、代表者の氏名(法人等の場合)	○	
当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項		○
個人関連情報を提供した年月日	○	
当該個人関連情報の項目	○	○

(注1) 外国の第三者へ個人関連情報を提供する場合は、(4)で後述する、個人データの越境移転に関する規定に沿った情報提供が行われていることを確認した旨も記録する。

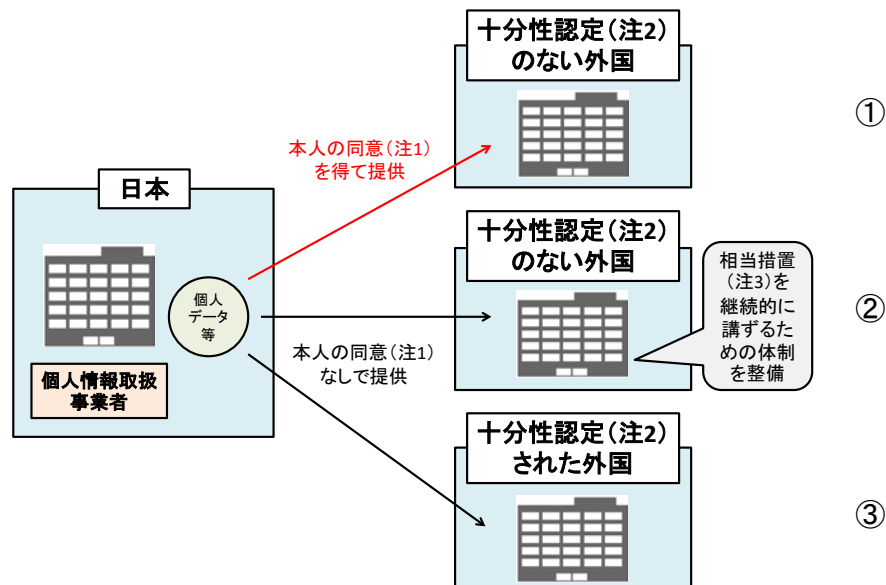
(注2) 継続的もしくは反復して個人関連情報の提供が確実であると見込まれるときの記録は一括して作成できる(この場合、記録の保存期間は一括して作成した記録に係る個人関連情報の提供が最後に行われた日から3年間)。

(注3) 物品・役務の提供に関連して個人関連情報が提供される場合で、契約書に記録事項を記載している場合は、当該契約書をもって記録に代えることができる(この場合、記録の保存期間は契約書に係る個人関連情報の提供が最後に行われた日から1年間)。

(出所) 法令等より大和総研作成

(4) 個人データ等の越境移転

図表6 外国にある第三者に個人データ等を提供する場合



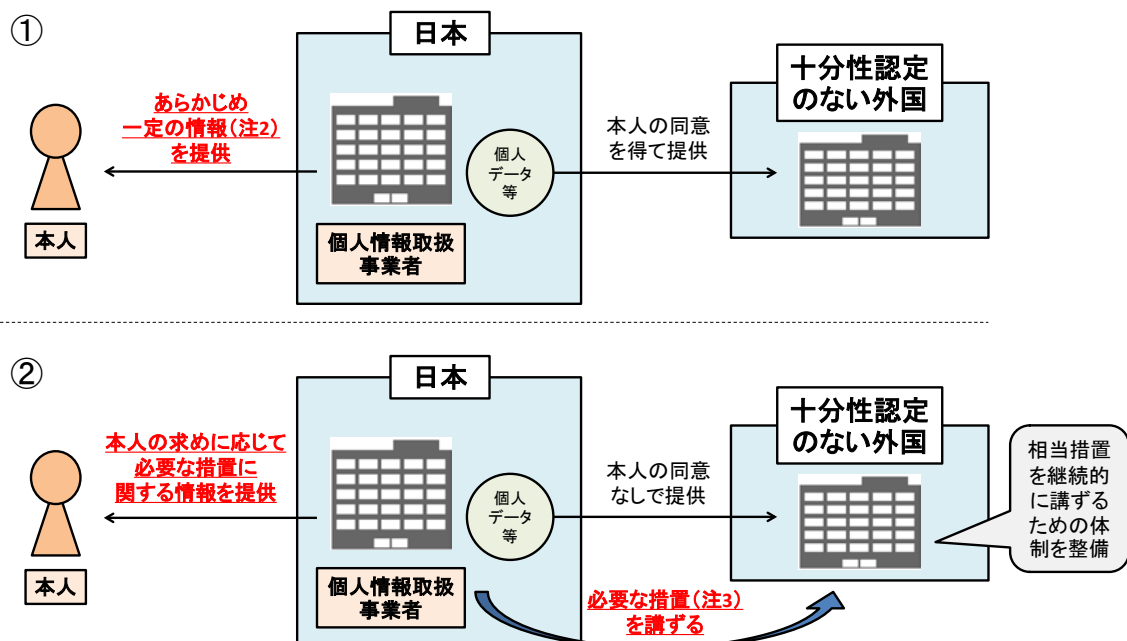
(注1) ここでいう本人の同意とは、「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を指す。

(注2) 十分性認定とは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」のことを指し、2021年2月現在ではEUがこれに該当する。

(注3) 相当措置とは、個人情報保護法の規定で義務として定められている、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置のことを指す。

(出所) 法令等より大和総研作成

図表7 越境移転について改正法で新たに求められる措置（赤字下線が改正箇所）



(注1) 赤字下線で示した部分が改正法で新たに求められる措置である。

(注2) 一定の情報とは、移転先外国における個人情報の保護に関する制度、移転先第三者が講ずる個人情報の保護のための措置、その他本人に参考となるべき情報のことを指す。

(注3) 必要な措置とは、移転先第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を指す。

(出所) 法令等より大和総研作成

現行法では、個人情報取扱事業者による外国の第三者への個人データ・個人関連情報（以下、個人データ等）の提供には、図表 6 の①～③のいずれかのパターンがある。改正法では、図表 6 の①、②の場合には、図表 7 のような情報提供や措置を取らなければならないとされた。

委員会規則案において、図表 7 の①の場合に本人に提供しなければならない一定の情報は、以下の通りとされた。これらの情報は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他適切な方法で提供をすることとされた。

- ④提供先の外国の名称
- ⑤適切かつ合理的な方法により得られた提供先の外国における個人情報保護制度に関する情報
- ⑥提供先の第三者が講ずる個人情報保護のための措置に関する情報

個人情報取扱事業者は、本人の同意を得ようとする時点で上記④の情報を特定できない場合は、④、⑤の情報の代わりに、特定できない旨・理由、④に代わる本人の参考となる情報（当該情報がある場合に限る）を提供しなければならない。また、同様に、⑥の情報を提供できない場合は、その旨・理由について情報提供しなければならない。

続いて、図表 7 の②の場合に関して、委員会規則案で「（提供先事業者が講じる）相当措置の継続的な実施を確保するために（提供元事業者が講じる）必要な措置」について、以下のような内容を求めるとされた。

- ・ 提供先の第三者による相当措置の実施状況、相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある提供先外国における制度の有無・内容を適切かつ合理的な方法により定期的に確認すること
- ・ 提供先の第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難になったときは、個人データ等の当該提供先への提供を停止すること

また、図表 7 の②の場合に、本人の求めに応じて提供しなければならない必要な措置に関する情報は、以下の通りとされた。これらの情報は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他適切な方法で、求めを受けてから遅滞なく提供をすることとされた。

図表 8 本人の求めに応じて提供しなければならない「必要な措置」に関する情報

i	提供先の第三者による相当措置を継続的に講ずるための体制の整備の方法
ii	提供先の第三者が実施する相当措置の概要
iii	必要な措置として行う定期的な確認の頻度・方法
iv	提供先の外国の名称
v	提供先の第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある提供先外国における制度の有無・概要
vi	提供先の第三者による相当措置の実施に関する支障の有無・概要
vii	viの支障が生じた際に必要な措置として講ずる措置の概要

（注 1）上記の情報を本人に提供することにより、個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部または一部を提供しないことができる。

（注 2）個人情報取扱事業者は、上記の情報の全部または一部について本人に提供しない旨の決定をしたときは、本人に遅滞なくその旨を通知しなければならない。また、その理由についても、本人に対して説明するように努めなければならない。

（出所）法令等より大和総研作成

(5) 公表・開示すべき事項

①保有個人データに関して公表すべき事項

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者に対して保有個人データについていくつかの項目を公表することを求めている（図表9の①～④）が、改正法によって、個人情報取扱事業者の住所や代表者氏名の公表も求められるようになった。さらに、政令案によって新たに安全管理のために講じた措置の公表を求めることとされた（図表9の⑤）。

図表9 保有個人データについて公表が求められる事項（赤字が政令で追加された箇所）

	現行法	改正法	政令案
①	個人情報取扱事業者の氏名または名称	左記に加え、個人情報取扱事業者の住所、（法人である場合は）代表者の氏名	
②	全ての保有個人データの利用目的		
③	保有個人データの利用目的の通知、情報開示、訂正等、利用停止等・第三者提供停止に関する手続、手数料		
④	保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先		
⑤	-	保有個人データの安全管理措置のために講じた措置 （本人の知り得る状態に置くことにより安全管理に支障を及ぼすおそれがある場合を除く）	

（注）ここでいう「公表」とは、「ホームページへの掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くこと」を指す。

（出所）法令等より大和総研作成

②本人の求めに応じて行う開示

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は本人の求めに応じて、保有個人データの開示を行わなければならない。改正法では、これに加え、本人の求めがあった場合は、個人データの第三者提供を行ったとき、もしくは第三者提供を受けたときの提供先・提供元の名称や個人データの項目等に関する記録（第三者提供記録）を開示しなければならないとされた。ただし、一定の場合には開示をしなくてもよいとされている。政令案で、開示をしなくてもよい場合として、以下のような場合が示された。

図表10 第三者提供記録の開示が免除される場合

①	記録の存否が明らかになることで	本人または第三者の生命、身体、財産に危害が及ぶおそれがあるもの
②		違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの
③		国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれる、もしくは交渉上不利益を被るおそれがあるもの
④		犯罪の予防、鎮圧、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

（出所）法令等より大和総研作成

3. 施行時期等

改正法、政令案、委員会規則案の施行時期については、罰則に関する規定（2020年12月12日施行）を除き、公布日から2年以内の政令で定める日（政令案においては2022年4月1日と記載されている）とされた。

経過措置として、個人関連情報に関する規定（提供先基準）については、施行日以前から個人関連情報の提供について本人同意を既に得ていた等の場合は、施行日以後も同意があるものと認めるとされた。外国の第三者への提供に係る改正については、施行日以後の本人の同意の取得、第三者提供について適用するとされた。

今後のスケジュールとして、政令・委員会規則については今回の意見募集を経て、3月前後に公布が行われるものと考えられる。また、ガイドラインやQ&Aについても今後、検討・審議が行われ、全面施行を前に公表が行われる予定である。

特にガイドラインやQ&Aを通じて、漏えい等に関して速報の期限を含む企業の対応方法、仮名加工情報の具体的な利用方法、個人関連情報に該当する情報の事例、安全管理措置について具体的に開示しなければならない情報などが明確にされることが期待される。企業としても、2022年4月以降の対応に向けて、政令・委員会規則、ガイドライン、Q&Aの内容にキャッチアップしていくことが求められよう。